

南和広域医療企業団ホームページリニューアル業務委託事業者募集要項

1 適用

本要項は、南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）が、南和広域医療企業団ホームページリニューアル業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等、必要な事項を定めるものとする。

2 募集の内容

(1) 委託業務名

南和広域医療企業団ホームページリニューアル業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月10日まで

(3) 委託業務の内容

企業団、3病院（南奈良総合医療センター・吉野病院・五條病院）及び看護専門学校のホームページのリニューアル業務を委託するものとする。

詳細は、別添「南和広域医療企業団ホームページリニューアル業務委託仕様書」による。

(4) 提案上限金額

7,700千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

これを超えた場合は契約を行わない。

3 参加資格

本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われているものでないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ないもの及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、そ

他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

- (8) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加有資格者で、営業種目:「Q2:電算業務(③ホームページ作成)」で登録している者であること。
- (13) 国、地方公共団体又は病院で類似の業務を実施した元請実績を有する者であること。

4 手続き等

(1) 担当部署

〒638-8551 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1 南奈良総合医療センター内
南和広域医療企業団 事務局 経営管理課
電話番号 0747-54-5000 (代表)
ファクシミリ 0747-54-5020
電子メールアドレス keieikanri@nanwairyou.jp
ホームページアドレス <http://nanwairyou.jp>

(2) 説明会の開催

本業務に係る説明会は実施しない。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出期限 令和3年7月21日(水)午後5時まで。(必着)

イ 提出方法 持参、または郵送により提出すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和3年7月21日(水)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出物

(ア) 参加申込書(様式1)

(イ) 事業者概要書(様式2)

・パンフレットなどがあれば添付すること。

(ウ) 同種又は類似業務元請受注実績（様式3）

・直近の業務実績を5例以内で記載すること。

(エ) 奈良県物品購入等競争入札参加資格を有することを証明する書類（写し）

エ 提出部数 1部

オ 備考

・提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適切な場合は、非選定の通知を行うものとする。

(4) 質問及び回答

ア 受付期限 令和3年7月27日（火）午後5時まで

イ 受付方法 本プロポーザルの参加申込者で、質問がある場合は、「質問票」（様式8）に必要事項を記入し、「4（1）担当部署」に電子メールにて提出すること。他の方法での提出、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

なお、件名に【南和広域医療企業団ホームページリニューアル業務への質問】と明記し、送付後、必ず電話にて到達確認を行うこと。

ウ 回答方法 受付期間内に受理した質問の要旨と併せて、「4（3）参加申込書の提出」を行った者のなかで、参加資格を有する者に対して、令和3年8月2日（月）午後5時を目途に、電子メールにて回答する。

なお、回答の際、質問者名は明示せず、再質問は受け付けない。

また、質問の回答は、本要項等の追加または修正とみなす。

(5) 企画提案書等の提出

プロポーザル参加資格を有すると認められた者は、提出期限までに必要な書類を提出すること。

ア 提出期限 令和3年8月20日（金）午後5時まで。（必着）

イ 提出先 「4（1）担当部署」に同じ。

ウ 提出方法 持参、または郵送により提出すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和3年8月20日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

エ 提出物

(ア) 企画提案書（様式4、5-1～5-3）

・企画提案書は、仕様書の各項目で求める内容を具体的に記載し、別添の様式を利用して作成すること。

規格は、A4サイズ横型とし、片綴じ（左側1点綴じ）、両面、カラー可能とする。

・なお、提出資料はパワーポイントのスライド資料と同じものとする。

・文字の標準サイズは10.5ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは8ptまでとする。ただし、図表中やむを得ない場合はこの限りではない。書体は任意とする。

- ・トップページデザイン、第2階層及び第3階層のサンプルページデザインを示すこと。

- ・提出書類の枚数制限は行わないが、極力少なくするように努め、20分で説明できる内容とすること。

(イ) 執行体制（作業スケジュール）（様式6）

- ・委託期間は令和4年3月10日までとしているが、できる限り早期に業務が完了できるように努めること。

(ウ) 執行体制（業務実施体制）（様式7-1～7-3）

- ・業務別従事者配置数等の実施体制について記載すること。

- ・予定する統括責任者、主任担当者及び担当者の氏名、業務経歴等を記載すること。

※任意様式での提出も可能とする。

(エ) 見積書（様式は任意）

次の見積書を1部ずつ提出すること。

①リニューアル費用。

②リニューアル後における、次の（あ）～（え）に掲げる項目の保守費用（5年間分）

（あ） サーバ管理

（い） 電話またはメールにて問い合わせ対応（20件程度/1月）

（う） 新規頁作成等（10頁/年）

（え） CMSを含む必要ソフトライセンス料

- ・宛先は、「南和広域医療企業団 企業長 杉山 孝」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式にし、上記①、②の金額を明確にすること。

- ・見積額は、委託先選定の評価項目とするとともに契約時の参考にするので、注意すること。（選定された場合の契約額を保証するものではない。）

オ 提出部数

- ・1部（併せて写しを8部提出すること。）

カ その他

(ア) 1事業者につき1提案とし、再提出は認めない。

(イ) 参加申込書を提出した応募者が、企画提案書類の提出を辞退する場合は、「提案辞退届」(様式9)を持参又は郵送にて、「4(1)担当部署」に提出すること。

なお、その際の注意事項は、「4(3)イ 提出方法」に準じる。

(ウ) 各ページに通し番号を振ること。

(エ) 企画提案書表紙(様式4)には、代表者印を押印をすること。

(6) 日程

令和3年7月 7日 (水)	公告
令和3年7月21日 (水)	参加申込の提出期限
令和3年7月27日 (火)	質問受付の提出期限
令和3年8月 2日 (月)	質問回答
令和3年8月20日 (金)	企画提案書提出期限
令和3年8月25日 (水)	プレゼンテーションを実施 (選定審査委員会) (予定)
令和3年8月27日 (金)	審査結果の通知 (予定)

5 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

ア 企画提案書等の評価は、「南和広域医療企業団ホームページリニューアル業務委託事業者選定審査委員会」において、別表「南和広域医療企業団ホームページリニューアル業務委託事業者選定審査委員会審査基準」に基づき審査を行うものとし、非公開で行う。

イ 提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。

ウ 審査結果は、企画提案書類を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは、令和3年7月5日(月)に行うことを予定している。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。

(ア) プレゼンテーションを行う者は3名以内とする。

(イ) プレゼンテーションにおいて、事業者の説明時間(準備を含む)は20分以内とし、その後15分程度質疑応答を行う。

(ウ) プレゼンテーションは、参加申込書の受付順に行う。

(エ) プレゼンテーションは、企画提案書に基づいて行うこと。当日追加資料を提出するのは認めないものとする。

(オ) プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。

(カ) プロジェクター(HDMI端子使用)、スクリーンは事務局で用意する。

(2) 最優秀提案者の選定

「5(1) 企画提案書等の評価」により、最優秀提案者と次点者を選定する。ただし、評価結果によっては、選定する者の数を減じ、又は選定しないことがある。

(3) 審査結果の通知

令和3年8月27日(金)(予定)に全提案者へ審査結果通知を送付する。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

(4) 事業者との契約

ア 最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行う。契約金額は、企画提案内容の見積金額を踏まえ、協議において最終決定する。なお、協議が不調のときは、次点者と契約締結の協議を行う。

イ 選定された者は、通知があり次第企業団担当者と打合せを行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。

ウ 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

エ 企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

オ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）に定めるところによる。

なお、条文中の「知事」とあるのは、「企業長」と、「県」とあるのは、「企業団」と読み替える。

(5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、当該参加者は失格となる。

ア 提案上限金額を超える提案を行う場合

イ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

ウ 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合

エ 企画提案書に提案を求めた事項に対する記載が無かった場合

オ 企画提案書等に虚偽の内容を記載した場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

キ 本要項に違反すると認められる場合

ク その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき

(6) 契約の不締結

最優秀提案者の特定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6.号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接

的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。

キ 本契約に係る下請契約に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、企業団が企業団との契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(7) 契約の解除

契約の締結後、契約者について、「5（6）契約の不締結」のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を企業団に報告せず、若しくは警察に届けなかったとき、契約を解除することがある。

(8) その他

採択された事業計画・事業提案は、企業団との協議により、修正・変更を行う場合がある。

6 その他

(1) 企画提案書及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された企画提案書類は返却しない。

また、提出した企画提案書を企業団に無断で他に使用することはできない。

(3) 提出された企画提案書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

(4) 選定結果として企画提案書類を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合及び県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書類の情報開示を行う場合がある。

(5) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(6) 募集及び契約については、企業団の都合により中止することがある。

(7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、企業団事務局の指示に従うこと。

(8) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。